

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年3月6日条例第3号）の一部改正

本則に係る部分

新	旧
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 職員以外の者（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年 以上25年未滿の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条の2 次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 職員以外の者（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未滿の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条の2 次条から第5条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略</p>

新	旧
<p>(1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60</p> <p>(2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80</p> <p>(3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年</p>	<p>(1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60</p> <p>(2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75</p> <p>(3) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80</p> <p>(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)</p> <p>第4条 25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により退職した者(同条例第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。)、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年</p>
<p>以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により退職した者(同条例第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。)、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年</p>	<p>25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により退職した者(同条例第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。)、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(4) 31年以上の期間については、1年につき100分の125</p> <p>2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年</p>

新	旧
<p>に達した日（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年に達した日を含む。次条第2項において同じ。）以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例第2条第1項の規定により退職した者、教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公置の移転により退職した者）であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額_____に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</p> <p>(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p>	<p>に達した日（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年に達した日を含む。次条第2項において同じ。）以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額_____について準用する。</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当）</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例第2条第1項の規定により退職した者、教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者_____）であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165</p> <p>(3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 31年以上の期間については、1年につき100分の150</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額_____について準用する。</p> <p>3 第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規</p>

新	旧
<p>(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p><u>第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したも</u></p>	<p><u>定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。</u></p> <p><u>(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270</u></p> <p><u>(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360</u></p> <p><u>(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450</u></p> <p><u>(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540</u></p> <p><u>4 前項の基本給月額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の規定により給与が給料、扶養手当及び調整手当に区分して支給される職員については、これらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。</u></p> <p><u>5 第1項及び第3項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から1年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して1年内に退職した場合においては、適用しない。</u></p>

新	旧
<p><u>のとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</u></p> <p><u>イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合</u></p> <p>2 <u>前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第7条の4第4項、第8条第3項又は第14条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。</u></p> <p>(1) <u>職員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(2) <u>第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(3) <u>第7条第5項第1号に規定する場合における職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(4) <u>第7条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の</u></p>	

新	旧
<p><u>地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(5) <u>第7条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(6) <u>第7条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(7) <u>第7条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(8) <u>第7条第5項第6号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(9) <u>第7条第5項第7号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(10) <u>第7条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(11) <u>第7条の4第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(12) <u>第7条の4第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間</u></p> <p>(13) <u>第7条の4第3項第1号に規定する場合における先の特定一般地方独立法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外</u></p>	

新	旧
<p><u>の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間</u></p> <p>(14) <u>第7条の4第3項第2号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間</u></p> <p>(15) <u>第7条の4第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間</u></p> <p>(16) <u>第7条の4第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間</u></p> <p>(17) <u>第7条の4第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間</u></p> <p>(18) <u>第7条の4第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間</u></p> <p>(19) <u>前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間</u></p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p><u>第5条の3 第5条第1項に規定する者</u> (25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、職員の定年等に関する条例第2条第1項に規定する定年退職日(教育公務員特例</p>	<p></p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)</p> <p><u>第5条の2 前条第1項の規定に該当する者</u>(25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者</p> <p>_____を除く。)のうち、職員の定年等に関する条例第2条第1項に規定する定年退職日(教育公務員特例</p>

新

旧

法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年による退職の日を含む。)から1年前までに退職したものであつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)から10年を減じた年齢以上である者に対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年による退職の日を含む。)から1年前までに退職したものであつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)から10年を減じた年齢以上である者に対する前条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第	及び特定減額前	並びに特定減額前給料

新			旧
<u>1項第1号</u>	給料月額	<u>月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>	
<u>第5条の2第1項第2号</u>	<u>退職日給料月額に、</u>	<u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、</u>	

新			旧
<p><u>第5条の2第1項第2号イ</u></p>	<p><u>前号に掲げる額</u></p>	<p><u>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p>	<p><u>第5条の3・第5条の4 省略</u> (退職手当の最高限度額) <u>第6条 第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</u></p>
<p><u>第5条の4・第5条の5 省略</u> (退職手当の基本額の最高限度額) <u>第6条 第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</u></p> <p><u>第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。</u></p> <p>(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額 (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p>			<p><u>第5条の3・第5条の4 省略</u> (退職手当の最高限度額) <u>第6条 第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</u></p>

新

旧

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定に

新			旧
		<u>より読み替えて適用する第5条の</u>	
<u>第6条の2</u>	<u>第5条の2第1項の</u>	<u>第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の</u>	
	<u>同項第2号イ</u>	<u>第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ</u>	
	<u>同項の</u>	<u>同条の規定により読み替えて適用する同項の</u>	
<u>第6条の2第1号</u>	<u>特定減額前給料月額</u>	<u>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>	

新			旧
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ	
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用さ	

新		旧
		<u>れる法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)</u> と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	<u>当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合</u>
<p><u>(退職手当の調整額)</u></p> <p><u>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方公社(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号))に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号))に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号))に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。)</u>又は<u>国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)</u>第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする</p>		

新	旧
<p><u>ものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）</u>、<u>法第29条の規定による停職、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）</u>ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 50,000円 (2) 第2号区分 45,850円 (3) 第3号区分 41,700円 (4) 第4号区分 33,350円 (5) 第5号区分 25,000円 (6) 第6号区分 20,850円 (7) 第7号区分 16,700円 (8) 第8号区分 0</p> <p>2 <u>退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>4 <u>次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</u></p>	

新	旧
<p>(1) <u>退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。)</u> 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) <u>退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの</u> <u>前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u> <u>(一般の退職手当の額に係る特例)</u></p> <p>第6条の5 <u>第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</u></p> <p>(1) <u>勤続期間1年未満の者 100分の270</u> (2) <u>勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360</u> (3) <u>勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450</u> (4) <u>勤続期間3年以上の者 100分の540</u></p> <p>2 <u>前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員については、これらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。</u> <u>(勤続期間の計算)</u></p>	<p>(勤続期間の計算)</p>

新	旧
<p>7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。</p>	<p>7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条 又は第5条第1項の規定による退職手当 を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。</p>
<p>8 前項の規定は、前条又は第10条の規定により 退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</p>	<p>8 前項の規定は、第5条第3項又は第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</p>
<p>9 第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。 （一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）</p>	<p>9 第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。 （一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）</p>
<p>第7条の4 省略</p>	<p>第7条の4 省略</p>
<p>2～6 省略</p>	<p>2～6 省略</p>
<p>7 休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、人事委員会規則で定める場合においては、この限りでない。 （退職手当の支給制限）</p>	<p>7 第7条第4項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の同条第1項 の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、人事委員会規則で定める場合においては、この限りでない。 （退職手当の支給制限）</p>
<p>第8条 省略</p>	<p>第8条 省略</p>
<p>2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p>	<p>2 自己の責に帰すべき事由により退職した者には、一般の退職手当は、支給しないことができる。</p>
<p>(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの</p>	

新	旧
<p>事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6～11 省略 (退職手当の返納)</p> <p>第12条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第4項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略 附 則</p> <p>1～12 省略</p> <p>13 昭和28年12月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて次項で定める退職(以下「特殊退職」という。)をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第26号による改正前の愛媛県職員退職手当条例第7条の4</p>	<p>事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6～11 省略 (退職手当の返納)</p> <p>第12条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第4項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略 附 則</p> <p>1～12 省略</p> <p>13 昭和28年12月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は附則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて次項で定める退職(以下「特殊退職」という。)をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第5条の2まで及び第6条、条例第26号による改正前の愛媛県職員退職手当条例第7条の4</p>

新	旧
<p>27・28 省略</p> <p>29 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>30 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>31 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第26号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>32～34 省略</p> <p>35 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第45号）の施行の日から平成20年3月31日までの間において退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で退職の日の属する年度の末日における年齢が45年以上であるものに対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2及び附則第29項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>29・30 省略</p> <p>31 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額____は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>32 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第4条____の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額____は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>33 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第26号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額____は、その者の勤続期間を35年として附則第31項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>34～36 省略</p> <p>37 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第45号）の施行の日から平成20年3月31日までの間において退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で退職の日の属する年度の末日における年齢が45年以上であるものに対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条及び附則第31項____の規定の適用については、第3条第1項中「という。）」とあるのは「という。）及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規</p>

新			旧
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、第4条第1項中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条」とあるのは「教育公務員特例法第7条」と、同項、第5条第1項及び第6条中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、附則第31項中「第3条から第5条の2まで」とあるのは「附則第37項の規定により読み替えて適用される第4条第1項及び第5条第1項」とする。</p>
第3条第1項	という。)	<p>という。)及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>	
第4条第1項	<p>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条</p> <p>という。)</p>	<p>教育公務員特例法第7条</p> <p>という。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2</p>	

新			旧
		<p><u>項の規定に基づき定められた定年を含む。)</u>と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>	
第5条第1項	退職日給料月額	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>	
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例</p>	

新			旧		
		<p>法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>			
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額に、			
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち			

新			旧		
		<p>最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>			
第6条	第3条から第5条まで	<p>附則第35項の規定により読み替えて適用する第3条から第5条まで</p>			
	退職日給料月額	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>			
	これらの	<p>附則第35項の規定により読み替えて適用する第3</p>			

新			旧		
		条から第5条までの			
第6条の2	第5条の2第1項の	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の			
	同項第2号イ	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ			
	同項の	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の			
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額			
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められ			

新		旧
		<p>ているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>
	第5条の2第1項第2号イ	<p>附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ</p>
	及び退職日給料月額	<p>並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える</p>

新			旧
		者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額	
	当該割合	当該附則第35項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合	
附則第29項	第3条から第5条の3まで	附則第35項の規定により読み替えて適用する第3条から第5条の3まで	
<p>36 前項の規定の適用を受ける者については、<u>第5条の3及び第6条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>37 <u>退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額が減額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例の規定又は教育職員の給与に関する条例の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。</u></p>			<p>38 前項の規定の適用を受ける者については、<u>第5条の2</u>の規定は、適用しない。</p>

新	旧
<p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条</p> <hr/> <p>若しくは第5条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和59年愛媛県条例第3号）附則第6項（同条例附則第7項において準用する場合を含む。）において従前の例による同条例による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和36年愛媛県条例第1号）附則第2項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び</p> <hr/> <p>条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの</p> <hr/> <p>規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第5条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和59年愛媛県条例第3号）附則第6項（同条例附則第7項において準用する場合を含む。）において従前の例による同条例による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和36年愛媛県条例第1号）附則第2項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで並びに附則第27項及び第28項並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2まで並びに附則第27項及び第28項の規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条（</p> <hr/> <p>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の額は、新条例第4条及び</p> <hr/> <p>条例第57号附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

新	旧
<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第5条から第5条の3まで及び</u> <u>条例第57号附則第5項の規定にかかわらず</u>、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける職員で前3項の規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで</u>、<u>条例第57号附則第5項並びに前3項又は附則第16項の規定にかかわらず</u>、その者につき条例第57号による改正前の愛媛県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び前3項又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。</p> <p>9～13 省略</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、<u>新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで</u>、<u>条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず</u>、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) <u>新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで</u>、<u>条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>15 省略</p>	<p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、<u>新条例第5条及び第5条の2並びに附則第27項及び第28項並びに条例第57号附則第5項の規定にかかわらず</u>、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける職員で前3項の規定に該当するものに対する退職手当の額は、<u>新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項</u>、<u>条例第57号附則第5項並びに前3項又は附則第16項の規定にかかわらず</u>、その者につき条例第57号による改正前の愛媛県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び前3項又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。</p> <p>9～13 省略</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条まで <u>の</u>規定による退職手当の額は、<u>新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項</u>、<u>条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず</u>、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) <u>新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項</u>、<u>条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>15 省略</p>

新	旧
<p>16 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで____、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで____、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) 省略</p> <p>17～32 省略</p> <p>33 附則第9項又は附則第11項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで____、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p>	<p>16 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条まで____の規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第7項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) 省略</p> <p>17～32 省略</p> <p>33 附則第9項又は附則第11項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条まで____の規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第14項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p>

新	旧
<p>34 附則第15項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3条及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、同項（条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>35～38 省略</p>	<p>34 附則第15項及び附則第19項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条まで、<u> </u>の規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、同項（条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年5.5パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>35～38 省略</p>

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（昭和60年12月27日条例第23号）の一部改正 附則第11項に係る部分

新	旧
<p>1～6 省略 （経過措置）</p> <p>7 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第6条、この条例附則第5項の規定による改正前の条例第57号附則第5項又はこの条例附則第6項の規定による改正前の条例第26号附則</p>	<p>1～6 省略 （経過措置）</p> <p>7 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第1条の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例第3条から第5条まで及び第6条、この条例附則第5項の規定による改正前の条例第57号附則第5項又はこの条例附則第6項の規定による改正前の条例第26号附則</p>

新	旧
<p>第5項から第8項まで、第14項、第16項から第18項まで、第32項から第34項まで及び第36項の規定により計算した場合の退職手当の額が、<u>新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで</u>、この条例附則第5項の規定による改正後の条例第57号附則第5項又はこの条例附則第6項の規定による改正後の条例第26号附則第5項から第8項まで、第14項、第16項から第18項まで、第32項から第34項まで及び第36項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>8 省略</p>	<p>第5項から第8項まで、第14項、第16項から第18項まで、第32項から第34項まで及び第36項の規定により計算した場合の退職手当の額が、<u>新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項</u>、この条例附則第5項の規定による改正後の条例第57号附則第5項又はこの条例附則第6項の規定による改正後の条例第26号附則第5項から第8項まで、第14項、第16項から第18項まで、第32項から第34項まで及び第36項の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>8 省略</p>

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年12月24日条例第64号）の一部改正 附則第12項に係る部分

新	旧
<p>1～11 省略</p> <p>12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で愛媛県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 省略</p>	<p>1～11 省略</p> <p>12 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で愛媛県職員退職手当条例第4条<u> </u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条<u> </u>の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第31項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 省略</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月15日条例第4号）の一部改正
 する部分

附則第13項に係

新	旧
<p>（一般の派遣職員に関する愛媛県職員退職手当条例の特例） 第6条 省略 2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、<u>派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</u></p>	<p>（一般の派遣職員に関する愛媛県職員退職手当条例の特例） 第6条 省略 2 <u>退職手当条例第7条第4項の規定は、一般の派遣職員の派遣の期間については、適用しない。</u></p>

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月21日条例第2号）の一部改正

附則第14項に係る部分

新	旧
<p>（職務復帰後における給与等の取扱い） 第7条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、<u>育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</u> 2 <u>育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての愛媛県職員退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</u></p>	<p>（職務復帰後における給与等の取扱い） 第7条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第7条第4項 _____ の規定の適用については、<u>育児休業をした期間は、同項 _____ に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</u></p>

新	旧
<p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>3・4 省略</p> <p>（採用された職員に関する退職手当条例の特例）</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。</p>	<p>（職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例）</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第7条第4項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第7条第4項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 退職手当条例第7条第4項の規定は、派遣職員の派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>（採用された職員に関する退職手当条例の特例）</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第7条第4項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第7条第4項に規定する通勤による傷病とみなす。</p>